

行政組織の改編に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第13号

行政組織の改編に伴う関係規則の整備に関する規則
(鴨川市行政組織規則の一部改正)

第1条 鴨川市行政組織規則(平成18年鴨川市規則第20号)の一部を次のように改正する。

目次中「課、」を削る。

第2条第1号中「部及び第5条に規定する」を削る。

第4条中「すべて」を「全て」に改める。

第2章第1節の節名中「課、」を削る。

第5条の見出しを「(係の設置)」に改め、同条第1項中「部に当該中欄に掲げる課を置き、」を削り、同項の表を次のように改める。

| 課 | 係 |
|---------|-------------------------|
| 企画政策課 | 企画係 住み続けたいまちづくり係 |
| 総務課 | 行政係 人事係 情報政策係 |
| 財政課 | 財政係 行財政改革係 管財契約係 |
| 税務課 | 市民税係 固定資産税係 納税推進係 滞納整理係 |
| 危機管理課 | 防災危機管理係 消防生活安全係 |
| 市民生活課 | 市民係 保険年金係 協働推進係 |
| 環境課 | 環境保全係 廃棄物対策係 廃棄物処理係 |
| 健康推進課 | 管理係 保健予防係 介護保険係 |
| 福祉課 | 地域ささえあい係 生活支援係 障害福祉係 |
| 子ども支援課 | 子ども支援係 |
| 農林水産課 | 農業振興係 農地森林整備係 水産振興係 |
| 商工観光課 | 商工振興係 観光振興係 新たな観光まちづくり係 |
| 都市建設課 | 管理係 建設係 維持係 都市整備係 |
| スポーツ振興課 | スポーツ振興係 施設係 |

第5条第2項の表管財契約課の項課の欄中「管財契約課」を「企画政策課」に改め、同項の次に次のように加える。

| | |
|-----|-----------|
| 総務課 | 秘書デジタル広報室 |
|-----|-----------|

第5条第3項を削る。

第7条の見出しを「(係及び室等の事務分掌)」に改め、同条第1項中「課及び」を削り、同条第2項の表公共施設マネジメント室の項事務分掌の欄中第3号を削り、同項の次に次のように加える。

| | |
|-----------|--|
| 秘書デジタル広報室 | (1) 行幸、行啓及び御成等に関する事。 (2) 市長及び副市長の秘書に関する事。 (3) 名誉市民に関する事。 (4) 儀式、ほう賞及び表彰に関する事。 |
|-----------|--|

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> (5) 市長会に関する事。 (6) 人権擁護委員に関する事。 (7) 北方領土問題に関する事。 (8) 男女共同参画に関する事。 (9) 市民相談室に関する事。 (10) 行政相談委員に関する事。 (11) その他秘書に関する事。 (12) 広報紙等の編集、発行及び配布に関する事。 (13) 市民からの意見聴取に関する事。 (14) シティプロモーションに関する事。 (15) 市勢要覧の編集及び発行に関する事。 (16) 市政の周知宣伝に関する事。 (17) 報道に関する事務の総合調整に関する事。 (18) ホームページによる情報の管理に関する事。 (19) 都市宣言に関する事。 (20) 市のシンボルに関する事。 (21) その他広報広聴に関する事。 |
|--|--|

第7条第3項を削る。

第8条第2項中「支所の所属は、企画総務部とし、」を削り、同項の表を次のように改める。

| 出先機関 | 所属 |
|--------------------|--------|
| 吉尾出張所 | 市民生活課 |
| 江見出張所 | |
| 小湊出張所 | |
| 認定こども園 | 子ども支援課 |
| 清掃センター | 環境課 |
| ふれあいセンター市民サービスコーナー | 健康推進課 |

第9条第1項中「次の係」を「地域住民係」に改め、同項各号を削り、同条第2項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 支所事務の連絡調整に関する事。
- (2) 文書の収受発送に関する事。
- (3) 支所庁舎及び敷地の維持管理に関する事。
- (4) 本庁との連絡調整に関する事。
- (5) 支所で管理する市有自動車に関する事。
- (6) コミュニティセンター小湊に関する事。
- (7) 天津小湊地区内（以下この項において「地区内」という。）のコミュニティ集会施設の中期的な運営体制に関する事。
- (8) 四方木ふれあい館に関する事。
- (9) 地区内市道等の維持管理に関する事。
- (10) 会計年度任用職員の指揮監督に関する事。
- (11) 戸籍法（昭和22年法律第224号）及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81

号) に基づく届出に関する事。

- (12) 戸籍謄抄本及び住民票の写しの交付に関する事。
- (13) 印鑑の登録及び証明に関する事。
- (14) 個人番号カードの諸届出に関する事。
- (15) 埋火葬許可及び墓地の改葬に関する事。
- (16) 国民健康保険被保険者の資格及び給付に関する事。
- (17) 国民年金加入者の諸届出に関する事。
- (18) 後期高齢者医療被保険者の諸届出に関する事。
- (19) 市税及び税外収入の収納に関する事。
- (20) 収入証紙の売りさばきに関する事。
- (21) 原動機付自転車の標識の交付及び返納に関する事。
- (22) 税務諸証明書等の交付に関する事。
- (23) 児童手当等の申請及び届出の受付に関する事。
- (24) 子ども医療費の助成に係る申請及び届出の受付に関する事。
- (25) 母子、成人保健事業に関する事。
- (26) 介護保険受給者資格証明書の交付及び諸届出に関する事。
- (27) 粗大ごみ処理券等に関する事。
- (28) 児童生徒の転入学通知事務に関する事。
- (29) 専用公印の管守に関する事。
- (30) 主管課との連絡調整に関する事。
- (31) その他支所の庶務に関する事。

第 14 条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 15 条第 2 項各号を次のように改める。

- (1) 管理係
- (2) 収集処理係

第 15 条第 3 項の表庶務係の項係の欄中「庶務係」を「管理係」に改め、同項事務分掌の欄第 2 号中「運営」を「整備、運営及び管理」に改め、同表収集係の項を次のように改める。

| | |
|-------|--|
| 収集処理係 | (1) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する事。 (2) 浄化槽の清掃に関する事。 (3) 収集車両の維持管理に関する事。 (4) し尿処理施設の運転及び維持管理に関する事。 (5) 各種機器の記録、統計及び水質の調査、分析に関する事。 |
|-------|--|

第 15 条第 3 項の表処理係の項を削る。

第 17 条第 1 項の表部の項を削る。

第 19 条第 1 項の表清掃センターの項を削り、同条第 2 項の表清掃センターの項を削る。

別表を次のように改める。

別表 (第 7 条関係)

| 課 | 係 | 事務分掌 |
|---|---|------|
|---|---|------|

| | | |
|-------|--------------|---|
| 企画政策課 | 企画係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 総合計画の策定、推進及び進行管理に関すること。 (2) 地方創生の推進の総括に関すること。 (3) 重要施策の立案及び総合調整に関すること。 (4) 広域行政に関すること。 (5) 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）に関すること。 (6) 総合保養地域整備法（昭和 62 年法律第 71 号）に関すること。 (7) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）に関すること。 (8) 庁議及び所属長会議に関すること。 (9) その他企画調整に関すること。 (10) 課の庶務に関すること。 |
| | 住み続けたいまちづくり係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 移住政策に関すること。 (2) 地域公共交通に関すること。 |
| 総務課 | 行政係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 市議会の招集及び市議会との連絡調整に関すること。 (2) 議案の調製に関すること。 (3) 市の境界及び字区域に関すること。 (4) 行政組織機構に関すること。 (5) 他の執行機関との連絡調整に関すること。 (6) 公告式に関すること。 (7) 公印事務の総括に関すること。 (8) 条例、規則及び諸規程の制定改廃に関すること。 (9) 文書の收受及び発送に関すること。 (10) 文書の管理及び書庫の管理に関すること。 (11) 市政情報コーナーに関すること。 (12) 情報公開制度及び個人情報保護制度の総合調整に関すること。 (13) パブリックコメントに関すること。 (14) 附属機関等の総括に関すること。 (15) 指定管理者制度の総括に関すること。 (16) 内部統制の総括に関すること。 (17) 行政手続の総括に関すること。 (18) 訟務及び行政不服審査の総括に関すること。 (19) 法律問題に関すること。 (20) 不当要求行為等の防止に関すること。 (21) 固定資産評価審査委員会に関すること。 (22) 他の課の所掌に属さないこと。 (23) 課の庶務に関すること。 |
| | 人事係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 職員の任免、進退、身分、賞罰及び服務に関するこ |

| | | |
|-----|-----------|--|
| | | <p>と。</p> <p>(2) 職員の定数及び配置に関すること。</p> <p>(3) 職員の選考及び試験に関すること。</p> <p>(4) 職員の転任試験に関すること。</p> <p>(5) 職員の人事評価に関すること。</p> <p>(6) 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。</p> <p>(7) 本庁総合窓口の週休日等における職員の勤務割振りに関すること。</p> <p>(8) 職員の健康管理に関すること。</p> <p>(9) 職員の福利厚生に関すること。</p> <p>(10) 職員互助会に関すること。</p> <p>(11) 職員の安全衛生管理に関すること。</p> <p>(12) 職員の公務災害補償に関すること。</p> <p>(13) 職員の研修に関すること。</p> <p>(14) 職員団体に関すること。</p> <p>(15) 旅費に関すること。</p> <p>(16) 千葉県市町村職員共済組合に関すること。</p> <p>(17) 千葉県市町村総合事務組合に関すること。</p> <p>(18) 千葉県市町村公平委員会に関すること。</p> <p>(19) 会計年度任用職員の任用及び処遇の総括に関すること。</p> <p>と。</p> <p>(20) 特別職報酬等審議会に関すること。</p> <p>(21) その他人事管理に関すること。</p> |
| | 情報政策 係 | <p>(1) 情報政策に係る総合的な企画調整及び進行管理に関すること。</p> <p>(2) 全庁的なネットワークの構築及び運用管理に関すること。</p> <p>(3) 全庁的な情報システムの導入及び運用管理に関すること。</p> <p>(4) 情報セキュリティの確保に関すること。</p> <p>(5) 自治体DXの推進に関すること。</p> <p>(6) 社会保障・税番号制度に関すること。</p> <p>(7) 統計調査に関すること。</p> <p>(8) その他情報政策に関すること。</p> |
| 財政課 | 財政係 | <p>(1) 予算の編成及び執行調査に関すること。</p> <p>(2) 市債及び一時借入金に関すること。</p> <p>(3) 税外歳入の総括に関すること。</p> <p>(4) 財政計画並びに財政事情等の作成及び公表に関すること。</p> <p>(5) 基金の総括に関すること。</p> <p>(6) 指定金融機関等の指定に関すること。</p> |

| | | |
|-----|--------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> (7) その他財政に関すること。 (8) 課の庶務に関すること。 |
| | 行財政改革係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 行財政改革の推進及び総合調整に関すること。 (2) 行政評価に関すること。 (3) 事務事業の見直し及び業務改善に関すること。 |
| | 管財契約係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 市庁舎及び機械設備等の維持管理に関すること。 (2) 普通財産の取得、処分及び管理に関すること。 (3) 市有財産の登記に関すること。 (4) 市有財産及び市有自動車の保険に関すること。 (5) 物品（工事中材料を除く。）の調達及び管理並びに不用品の処分に関すること。 (6) 財産台帳の整備及び保管に関すること。 (7) 財産区に関すること。 (8) 指名業者の登録及び資格審査に関すること。 (9) 建設工事等入札参加業者選定審査会に関すること。 (10) 工事等に係る入札及び契約に関すること。 (11) 工事の検査及び物品の検収に関すること。 (12) その他市有財産及び契約に関すること。 |
| 税務課 | 市民税係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 市県民税の申告受付に関すること。 (2) 市県民税及び森林環境税の賦課調定及び調査に関すること。 (3) 法人市民税の申告受付に関すること。 (4) 法人市民税の賦課調定及び調査に関すること。 (5) 自動車の臨時運行許可に関すること。 (6) 軽自動車税の申告受付に関すること。 (7) 軽自動車税の賦課調定及び調査に関すること。 (8) 軽自動車等の登録及び廃車の異動処理に関すること。 (9) 原動機付自転車等の標識交付及び返納に関すること。 (10) 市たばこ税の申告受付に関すること。 (11) 市たばこ税の賦課調定及び調査に関すること。 (12) 入湯税の申告受付に関すること。 (13) 入湯税の賦課調定及び調査に関すること。 (14) 鉱産税の申告受付に関すること。 (15) 鉱産税の賦課調定及び調査に関すること。 (16) 国民健康保険税（基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び第2号被保険者に係る介護納付金課税額をいう。）の賦課調定及び調査に関すること。 (17) 諸証明書の交付事務に関すること。 (18) 課専用公印の管守に関すること。 |

| | | |
|------------|-------------|---|
| | | (19) 課の庶務に関すること。 |
| 固定資産 税係 | | (1) 土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税の賦課調定及び調査に関すること。 (2) 減免、課税免除及び不均一課税に係る固定資産税の賦課調定及び調査に関すること。 (3) 非課税申告の受付に関すること。 (4) 土地、家屋及び償却資産の評価に関すること。 (5) 償却資産の申告受付に関すること。 (6) 土地及び家屋の異動処理に関すること。 (7) 相続人代表者の届出、納税管理人の申告受付に関すること。 (8) 特別土地保有税に関すること。 (9) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (10) 課税台帳及び公図等の閲覧並びに縦覧に関すること。 (11) 固定資産評価員に関すること。 (12) 諸証明書の交付事務に関すること。 |
| 納税推進 係 | | (1) 市税、国民健康保険税等の収納管理に関すること。 (2) 市税、国民健康保険税等の徴収推進に関すること。 (3) 納税思想の普及に関すること。 (4) 過誤納還付支払事務に関すること。 (5) 口座振替に関すること。 (6) 県税取扱い交付金に関すること。 (7) 諸証明書の交付事務に関すること。 |
| 滞納整理 係 | | (1) 市税、国民健康保険税等の納税督促及び滞納処分に関すること。 (2) 市税、国民健康保険税等の督促及び催告に関すること。 (3) 市税、国民健康保険税等の欠損処分に関すること。 (4) 市税、国民健康保険税等の徴収の猶予に関すること。 (5) 市税、国民健康保険税等の高額滞納者及び徴収困難者の徴収事務に関すること。 (6) 徴収補助員に関すること。 (7) 徴収の嘱託及び受託に関すること。 (8) 納税相談に関すること。 |
| 危機管理 課 | 防災危機 管理係 | (1) 危機管理に係る総合調整に関すること。 (2) 危機管理に係る指針に関すること。 (3) 防災計画に関すること。 (4) 防災会議に関すること。 (5) 防災訓練に関すること。 (6) 自主防災組織に関すること。 |

| | | |
|-----------|-------------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> (7) 防災行政無線に関すること。 (8) 災害対策に関すること。 (9) 災害時における相互援助に関すること。 (10) り災証明に関すること。 (11) 国民保護法制に係る総合調整に関すること。 (12) その他防災に関すること。 (13) 課の庶務に関すること。 |
| | 消防生活 安全係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 消防団の組織及び運営に関すること。 (2) 消防委員会に関すること。 (3) 消防計画の作成に関すること。 (4) 消防団員等の公務災害補償に関すること。 (5) 消防団員の福利厚生及び退職報奨金に関すること。 (6) 消防施設の維持管理に関すること。 (7) 交通、防犯その他市民の安全対策に係る計画及び調整に関すること。 (8) 交通、防犯その他市民の安全に考慮した生活環境の整備及び促進に関すること。 (9) 交通、防犯その他の市民の安全対策関係機関との連絡調整に関すること。 (10) 交通災害共済事業に関すること。 (11) 犯罪被害者等の支援に関すること。 (12) 公印の管守に関すること。 (13) その他消防及び交通防犯、安全対策に関すること。 |
| 市民生活 課 | 市民係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。 (2) 印鑑に関すること。 (3) 外国人に係る届出等に関すること。 (4) 公的個人認証に関すること。 (5) 個人番号カードに関すること。 (6) 犯罪人名簿等に関すること。 (7) 人口動態調査に関すること。 (8) 埋火葬許可及び墓地の改葬に関すること。 (9) 自衛官の募集事務に関すること。 (10) 電送機器の管理に関すること。 (11) 総合窓口に関すること。 (12) 出張所に関すること。 (13) 児童生徒の転入学通知事務に関すること。 (14) 旅券の発給申請の受理、交付等に関すること。 (15) 課専用公印の管守に関すること。 (16) 課の庶務に関すること。 |

| | | |
|------------|-------------------|--|
| | <p>保険年金 係</p> | <p>(1) 国民健康保険特別会計に関する事 こと。 (2) 国民健康保険の資格の取得及び喪失に関する事 こと。 (3) 国民健康保険診療報酬に関する事 こと。 (4) 療養の給付及び療養費に関する事 こと。 (5) 出産育児一時金、葬祭費等の支給に関する事 こと。 (6) 国民健康保険の趣旨普及に関する事 こと。 (7) 国民健康保険運営協議会に関する事 こと。 (8) 国民年金の資格の取得及び喪失に関する事 こと。 (9) 国民年金の給付に関する事 こと。 (10) 福祉年金に関する事 こと。 (11) 後期高齢者医療特別会計に関する事 こと。 (12) 千葉県後期高齢者医療広域連合に関する事 こと。 (13) 人間ドックの利用助成に関する事 こと。 (14) その他国民健康保険、国民年金及び後期高齢者医療 に関する事 こと。</p> |
| | <p>協働推進 係</p> | <p>(1) 自治組織及び市政協力員に関する事 こと。 (2) 認可地縁団体に関する事 こと。 (3) 地域コミュニティの推進に関する事 こと。 (4) NPO活動その他市民活動の支援に関する事 こと。 (5) 公益活動支援事業に関する事 こと。 (6) 姉妹都市交流に関する事 こと。 (7) 国際交流に関する事 こと。 (8) 多文化共生に関する事 こと。 (9) 国際交流協会に関する事 こと。 (10) その他市民協働及び交流推進に関する事 こと。</p> |
| <p>環境課</p> | <p>環境保全 係</p> | <p>(1) 環境基本計画及び環境施策の計画に関する事 こと。 (2) 公害関係法令等に基づく規制及び指導に関する事 こと。 (3) 公害防止対策及び調査、啓発に関する事 こと。 (4) 公害苦情及び陳情等の処理に関する事 こと。 (5) 環境審議会に関する事 こと。 (6) 合併処理浄化槽の普及に関する事 こと。 (7) 水道に関する事 こと。 (8) 畜犬対策及び狂犬病予防等に関する事 こと。 (9) 公衆浴場確保対策に関する事 こと。 (10) 生活環境美化等に係る市民活動の推進に関する事 こと。 (11) 土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生 防止に関する事 こと。 (12) 墓地等の経営許可等に関する事 こと。 (13) 地球温暖化防止の啓発に関する事 こと。</p> |

| | | |
|-------|--------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> (14) 廃棄物の不法投棄等の防止に関する事。 (15) 火葬場に関する事。 (16) その他環境保全に関する事。 (17) 課の庶務に関する事。 |
| | 廃棄物対策係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 一般廃棄物の処理計画に関する事。 (2) 廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する事。 (3) 一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者の許可に関する事。 (4) 浄化槽清掃業の許可に関する事。 (5) リサイクルの推進に関する事。 (6) 公共用トイレの維持及び管理に関する事。 (7) 花壇等の維持及び管理に関する事。 (8) 公共施設等の美化に係る連絡調整に関する事。 (9) その他廃棄物対策に関する事。 |
| | 廃棄物処理係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 廃棄物持込処理手数料の収納に関する事。 (2) 施設の運営及び管理に関する事。 (3) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。第5号において同じ。）の収集運搬に関する事。 (4) 収集車両の維持管理に関する事。 (5) 一般廃棄物の再資源化のための処理に関する事。 (6) 最終処分場の管理に関する事。 (7) その他清掃センターの庶務に関する事。 |
| 健康推進課 | 管理係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 総合保健福祉会館の管理に関する事。 (2) 総合保健福祉会館の施設の利用許可に関する事。 (3) 総合保健福祉会館が管理する市有車両の管理に関する事。 (4) その他総合保健福祉会館及びその他の保健福祉施設の維持管理に関する事。 (5) 温泉許可申請及び利用状況報告に関する事。 (6) 課専用公印の管守に関する事。 (7) ふれあいセンター市民サービスコーナーに関する事。 (8) 課の庶務に関する事。 |
| | 保健予防係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 健康増進計画の策定及び進行管理に関する事。 (2) 健康づくり施策の企画及び調整に関する事。 (3) 健康づくり推進協議会の運営に関する事。 (4) 特定健康診査及び特定保健指導に関する事。 (5) 各種検診及び健康診査に関する事。 (6) 健康増進事業に関する事。 (7) 食生活の改善の推進に関する事。 |

| | | |
|-----|----------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> (8) 成人歯科口腔保健の推進に関する事。 (9) 感染症の予防に関する事。 (10) 予防接種の実施及び予防接種健康被害調査委員会の運営に関する事。 (11) 疾病対策に関する事。 (12) 看護師等修学資金の貸付けその他看護師等確保対策に関する事。 (13) 保健医療体制の整備の促進に関する事。 (14) 心の健康づくりに関する事。 (15) 介護予防事業に関する事。 (16) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する事。 (17) 保健衛生の普及及び保健衛生関係団体の支援に関する事。 (18) その他保健予防に関する事。 |
| | 介護保険係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護保険事業計画に関する事。 (2) 資格管理に関する事。 (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく認定に関する事。 (4) 介護認定審査会に関する事。 (5) 介護保険給付に関する事。 (6) 受給者管理に関する事。 (7) 介護保険料の賦課及び徴収に関する事。 (8) 地域密着型サービス事業者等の指定並びに指導及び監督に関する事。 (9) 介護保険運営協議会に関する事。 (10) 介護保険特別会計に関する事。 (11) その他介護保険に関する事。 |
| 福祉課 | 地域ささえあい係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域福祉計画の策定及び推進に関する事。 (2) 民生委員、児童委員及び主任児童委員に関する事。 (3) 社会福祉協議会及び社会福祉団体に関する事。 (4) 戦没者遺族及び戦傷病者等への援護に関する事。 (5) 災害被災者の救済に関する事。 (6) 日本赤十字社の事業協力に関する事。 (7) 保護司会に関する事。 (8) 同和に関する事。 (9) 隣保事業の届出の受理等に関する事。 (10) 社会福祉法人の認可及び指導監査に関する事。 (11) 高齢者保健福祉計画の策定並びに高齢化対策の企画及び調整に関する事。 (12) 高齢者の在宅福祉支援事業に関する事。 |

| | | |
|--------|--------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> (13) 老人福祉施設入所措置に関する事。 (14) 老人福祉施設等の整備に関する事。 (15) 緊急通報体制等の整備に関する事。 (16) 敬老事業に関する事。 (17) 高齢者福祉団体等の育成及び支援に関する事。 (18) 地域見守り支援事業に関する事。 (19) 課専用公印の管守に関する事。 (20) その他地域福祉及び高齢者福祉に関する事。 (21) 課の庶務に関する事。 |
| | 生活支援係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護の実施に関する事。 (2) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。 (3) 生活困窮者の支援に関する事。 |
| | 障害福祉係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者等の福祉に係る企画及び調査研究に関する事。 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく支援に関する事。 (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく更生援護に関する事。 (4) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に基づく更生援護に関する事。 (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく障害福祉サービス等に関する事。 (6) 特別障害者手当等に関する事。 (7) 特別児童扶養手当の届出等の交付に関する事。 (8) 難病患者福祉に関する事。 (9) 障害者団体に関する事。 (10) 障害者施設等への指導、命令等に関する事。 (11) 障害者施設との連絡調整に関する事。 (12) 障害者虐待防止センターに関する事。 (13) 福祉作業所に関する事。 (14) 地域自立支援協議会に関する事。 (15) その他障害者福祉に関する事。 |
| 子ども支援課 | 子ども支援係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) こども計画に関する事。 (2) 子ども・子育て会議に関する事。 (3) 児童手当及び児童扶養手当に関する事。 (4) ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する事。 (5) 児童遊園に関する事。 (6) 放課後児童健全育成事業に関する事。 |

| | | |
|-------|---------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> (7) 子ども医療費の助成に関する事。 (8) 認定こども園の運営及び管理に関する事。 (9) 認定こども園の利用に関する事。 (10) 認定こども園保育料の決定及び徴収に関する事。 (11) 私立幼稚園に関する事。 (12) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子どものための教育・保育給付に関する事。 (13) 子ども・子育て支援法に基づく子育てのための施設等利用給付に関する事。 (14) 子ども・子育て支援法に基づく施設の認可、確認等に関する事。 (15) 私立認定こども園に関する事。 (16) 地域子育て支援拠点事業に関する事。 (17) 障害児親子通所支援事業に関する事。 (18) ファミリー・サポート事業に関する事。 (19) 課の庶務に関する事。 |
| 農林水産課 | 農業振興係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 農業の振興及び関係諸団体の育成に関する事。 (2) 農業の担い手の支援及び育成に関する事。 (3) 農地の利用集積に関する事。 (4) 耕作放棄地対策に関する事。 (5) 農業振興地域整備計画に関する事。 (6) 農業関係制度資金に関する事。 (7) 農業委員会との連絡調整に関する事。 (8) 日本型直接支払制度促進事業に関する事。 (9) 水稲の生産調整に関する事。 (10) 農薬及び病虫害防除に関する事。 (11) 廃プラスチック処理に関する事。 (12) 畜産の振興及び関係諸団体の育成に関する事。 (13) 家畜の増殖、防疫及び予防並びに畜産環境の保全に関する事。 (14) 家畜関係制度資金に関する事。 (15) 有害鳥獣被害対策に関する事。 (16) 新規就農支援事業に関する事。 (17) 農産物の安全及び農業生産に関する事。 (18) 都市と農山漁村の交流に関する事。 (19) 総合交流ターミナルに関する事。 (20) 地域資源総合管理施設に関する事。 (21) 地域計画に関する事。 (22) 課の庶務に関する事。 |
| | 農地森林整備係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 農道、ため池、用排水路等の農業用施設の整備及び維持管理に関する事。 |

| | | |
|-------|-------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> (2) 各土地改良関係協議会に関する事。 (3) 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関する事。 (4) ほ場整備事業及び土地改良事業に関する事。 (5) 地すべり防止区域（農村振興局所管）内の関連施設の整備に関する事。 (6) 森林の整備に関する事。 (7) 林業の振興及び関係諸団体の育成に関する事。 (8) 保安林に関する事。 (9) 火入れ許可に関する事。 (10) 林道及び付帯施設の整備及び維持管理に関する事。 (11) 地すべり防止区域（林野庁所管）内の関連施設の整備に関する事。 (12) 治山事業に関する事。 (13) 林業施設の災害復旧事業に関する事。 (14) 各林務関係協議会に関する事。 |
| | 水産振興係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 水産の振興及び関係諸団体の育成に関する事。 (2) 漁場造成改良及び養殖漁業に関する事。 (3) 水産資源に関する事。 (4) 船員手帳の交付、訂正、書換え及び雇用契約の公認等に関する事。 (5) 水難救助及び漂流物に関する事。 (6) フィッシャリーナに関する事。 (7) 漁港の整備及び維持管理に関する事。 (8) 漁港区域内の海岸の整備及び維持管理に関する事。 (9) 漁港及び漁港区域内の海岸に係る施設の災害復旧に関する事。 (10) 漁港管理会に関する事。 |
| 商工観光課 | 商工振興係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 企業立地、雇用の促進等企業誘致に関する事。 (2) 里山オフィスに関する事。 (3) 商工業の振興及び商工業諸団体の指導に関する事。 (4) 商工会及び信用保証協会との連絡に関する事。 (5) 中小企業の金融に関する事。 (6) 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に基づく組合組織の健全な運営に関する事。 (7) 鉱業権に関する事。 (8) 物産交流に関する事。 (9) 計量法（平成 4 年法律第 51 号）に関する事。 (10) 消費者行政に関する事。 |

| | | |
|-------|-------------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> (11) 労働行政に関すること。 (12) 地域経済の振興に関すること。 (13) フィルムコミッションに関すること。 (14) 課の庶務に関すること。 |
| | 観光振興係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 観光諸団体との連絡調整に関すること。 (2) 海水浴場の管理運営に関すること。 (3) 観光客誘致イベントに関すること。 (4) 天津小湊観光会館に関すること。 (5) 道の駅鴨川オーシャンパークに関すること。 (6) 観光街路灯に関すること。 (7) 市営駐車場に関すること。 (8) 観光施設の整備及び管理に関すること。 (9) その他観光に関すること。 |
| | 新たな観光まちづくり係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 観光基本戦略及び観光総合企画に関すること。 (2) 観光コンテンツの造成に関すること。 (3) 誘客宣伝に関すること。 (4) 外国人旅行客の誘致に関すること。 (5) 広域観光に関すること。 (6) 観光地域づくり法人との連携に関すること。 (7) 海辺の魅力の増進及び地域活性化に関すること。 (8) ふるさと納税に関すること。 |
| 都市建設課 | 管理係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 市道路線の認定、廃止及び変更に関すること。 (2) 道路台帳、橋梁台帳等の整備に関すること。 (3) 道路及び河川の境界に関すること。 (4) 道路及び河川の占使用及び工事施行承認に関すること。 (5) 未登記市道敷地の処理に関すること。 (6) 公園及び下水道の占使用に関すること。 (7) 法定外公共物の財産管理及び台帳に関すること。 (8) 法定外公共物の境界に関すること。 (9) 法定外公共物の占使用及び工事施行承認に関すること。 (10) 地籍調査に関すること。 (11) 道路、河川、海岸等の整備促進に係る総合調整に関すること。 (12) 急傾斜地崩壊対策事業の事務に関すること。 (13) 土砂災害防止対策の推進に関すること。 (14) 屋外広告物に関すること。 (15) 水門の管理に関すること。 (16) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）に係る承認に関すること。 |

| | | |
|---------|---------|--|
| | | (17) 課の庶務に関すること。 |
| | 建設係 | (1) 道路、橋梁等の新設及び改良事業に係る調査、設計及び工事に関すること。 (2) 河川及び排水路の調査、設計及び工事に関すること。 (3) 交通安全施設の整備に関すること。 (4) 用地買収及び補償に関すること。 (5) 急傾斜地崩壊対策事業の工事に関すること。 |
| | 維持係 | (1) 道路、橋梁等の維持、修繕及び補修工事に関すること。 (2) 河川及び排水路の維持、修繕及び補修工事に関すること。 (3) 公共土木施設災害復旧事業に関すること。 (4) 資材支給に関すること。 (5) 建設機械器具の管理に関すること。 |
| | 都市整備係 | (1) 都市計画行政に関すること。 (2) 公園緑地行政に関すること。 (3) 自然公園に関すること。 (4) 建築行政に関すること。 (5) 住宅行政に関すること。 (6) 市営住宅に関すること。 (7) 市営住宅入居者選考委員会に関すること。 (8) 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に係る届出に関すること。 (9) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に係る届出、申出等に関すること。 (10) 都市計画審議会に関すること。 (11) 下水道に関すること。 (12) 土地区画整理に関すること。 (13) 宅地等開発事業の指導に関すること。 (14) 建築物の耐震化に関すること。 (15) 景観行政に関すること。 (16) 狭あい道路の整備に関すること。 (17) 路外駐車場に関すること。 (18) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に係る事務の総括に関すること。 |
| スポーツ振興課 | スポーツ振興係 | (1) スポーツを活用した地域振興に関すること。 (2) スポーツ推進審議会に関すること。 (3) スポーツ、レクリエーション団体の指導及び育成に関すること。 (4) スポーツ推進委員に関すること。 (5) オーシャンスポーツクラブ（総合型スポーツクラブ） |

| | |
|-----|---|
| | <p>に關すること。</p> <p>(6) スポーツ協会に關すること。</p> <p>(7) スポーツ少年団に關すること。</p> <p>(8) 学校体育施設の開放に關すること。</p> <p>(9) 小湊さとうみ学校に關すること。</p> <p>(10) 広域的行事の開催に關すること。</p> <p>(11) 専用公印の管守に關すること。</p> <p>(12) その他スポーツの振興に關すること。</p> <p>(13) 千葉ロッテマリーンズとの協働によるスポーツ、文化、経済等の振興に關すること。</p> <p>(14) 千葉ロッテマリーンズのキャンプに關すること。</p> <p>(15) オルカ鴨川FCとの協働によるスポーツ、文化、経済等の振興に關すること。</p> <p>(16) スポーツに係る大会、合宿等の誘致に關すること。</p> <p>(17) その他スポーツを通じた交流に關すること。</p> <p>(18) その他課の庶務に關すること。</p> |
| 施設係 | <p>(1) 総合運動施設の整備に關すること。</p> <p>(2) 総合運動施設の利用許可に關すること。</p> <p>(3) 社会体育施設に關すること。</p> |

(鴨川市電子計算組織運営規則の一部改正)

第2条 鴨川市電子計算組織運営規則(平成17年鴨川市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第5条中「企画政策課長」を「総務課長」に改める。

別記第1号様式から別記第5号様式までの規定中「企画政策課長」を削る。

(鴨川市職員の分限及び懲戒等に関する取扱規則の一部改正)

第3条 鴨川市職員の分限及び懲戒等に関する取扱規則(平成17年鴨川市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「鴨川市行政組織規則(平成18年鴨川市規則第20号)第5条第1項」を「鴨川市行政組織条例(平成17年鴨川市条例第12号)第2条」に改め、「、清掃センター所長」を削る。

(鴨川市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第4条 鴨川市職員安全衛生管理規則(平成17年鴨川市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「鴨川市行政組織規則(平成18年鴨川市規則第20号)第5条第1項」を「鴨川市行政組織条例(平成17年鴨川市条例第12号)第2条」に改め、「、清掃センター所長」を削る。

(鴨川市一般廃棄物の処理手数料のうち指定袋による収集に係る手数料の納付及び収入証紙の取扱い等に関する規則の一部改正)

第5条 鴨川市一般廃棄物の処理手数料のうち指定袋による収集に係る手数料の納付及び収入証紙の取扱い等に関する規則(平成17年鴨川市規則第56号)の一部を次のように改正する。

第 20 条中「鴨川市清掃センター職員」を「環境課職員」に改める。

(鴨川市家庭相談員設置規則及び鴨川市母子・父子自立支援員設置規則の一部改正)

第 6 条 次に掲げる規則の規定中「市民福祉部子ども支援課」を「子ども支援課」に改める。

- (1) 鴨川市家庭相談員設置規則（平成 17 年鴨川市規則第 61 号）第 8 条
- (2) 鴨川市母子・父子自立支援員設置規則（平成 28 年鴨川市規則第 11 号）第 7 条
(鴨川市介護相談員設置規則等の一部改正)

第 7 条 次に掲げる規則の規定中「市民福祉部健康推進課」を「健康推進課」に改める。

- (1) 鴨川市介護相談員設置規則（平成 17 年鴨川市規則第 94 号）第 9 条第 1 項
- (2) 鴨川市介護度重度化防止推進員設置規則（平成 25 年鴨川市規則第 6 号）第 5 条
- (3) 鴨川市保健医療参与設置規則（平成 30 年鴨川市規則第 31 号）第 10 条
- (4) 鴨川市立国保病院経営統括支援員設置規則（平成 30 年鴨川市規則第 32 号）第 6 条

(鴨川市環境審議会規則の一部改正)

第 8 条 鴨川市環境審議会規則（平成 17 年鴨川市規則第 100 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「市民福祉部環境課」を「環境課」に改める。

(鴨川市準用河川管理規則の一部改正)

第 9 条 鴨川市準用河川管理規則（平成 17 年鴨川市規則第 122 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「建設経済部都市建設課」を「都市建設課」に改める。

(鴨川市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第 10 条 鴨川市職員の退職管理に関する規則（平成 28 年鴨川市規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「鴨川市行政組織規則（平成 18 年鴨川市規則第 20 号）第 5 条第 1 項」を「鴨川市行政組織条例（平成 17 年鴨川市条例第 12 号）第 2 条」に改める。

(鴨川市政策参与設置規則及び鴨川市政策アドバイザー設置規則の一部改正)

第 11 条 次に掲げる規則の規定中「企画総務部企画政策課」を「企画政策課」に改める。

- (1) 鴨川市政策参与設置規則（平成 30 年鴨川市規則第 29 号）第 10 条
- (2) 鴨川市政策アドバイザー設置規則（平成 30 年鴨川市規則第 30 号）第 10 条
(鴨川市附属機関設置条例施行規則の一部改正)

第 12 条 鴨川市附属機関設置条例施行規則（平成 31 年鴨川市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

| 附属機関の名称 | 庶務を処理する課等 |
|----------------|-----------|
| 鴨川市男女共同参画推進審議会 | 総務課 |
| 鴨川市総合計画審議会 | 企画政策課 |
| 鴨川市地域公共交通会議 | 企画政策課 |
| 鴨川市企業立地促進審議会 | 商工観光課 |
| 鴨川市特別職報酬等審議会 | 総務課 |

| | |
|------------------|-------------|
| 鴨川市行政改革推進委員会 | 財政課 |
| 鴨川市消防委員会 | 危機管理課 |
| 鴨川市介護保険運営協議会 | 健康推進課 |
| 鴨川市予防接種健康被害調査委員会 | 健康推進課 |
| 鴨川市健康づくり推進協議会 | 健康推進課 |
| 鴨川市老人ホーム入所判定委員会 | 福祉課 |
| 鴨川市地域福祉推進会議 | 福祉課 |
| 鴨川市子ども・子育て会議 | 子ども支援課 |
| 鴨川市農業振興地域整備協議会 | 農林水産課 |
| 鴨川オーシャンパーク運営委員会 | 商工観光課 |
| 鴨川市立国保病院運営協議会 | 鴨川市立国保病院事務局 |
| 鴨川市スポーツ推進審議会 | スポーツ振興課 |

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。